

○松本市下水道条例

平成10年3月13日

条例第20号

改正 平成12年3月2日条例第1号

平成12年12月21日条例第72号

平成13年3月16日条例第33号

平成14年3月15日条例第25号

平成17年3月22日条例第166号

平成17年12月21日条例第210号

平成22年3月19日条例第75号

平成22年6月24日条例第106号

平成22年12月16日条例第119号

平成24年3月1日条例第20号

平成25年3月15日条例第20号

平成25年6月20日条例第34号

平成26年3月14日条例第94号

平成31年3月18日条例第91号

令和3年6月25日条例第70号

松本市下水道条例（昭和39年条例第35号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 公共下水道の構造及び維持管理の基準（第3条—第8条）

第3章 排水設備の設置等（第9条—第14条）

第4章 公共下水道の使用（第15条—第29条）

第5章 雑則（第30条—第39条）

第6章 罰則（第40条—第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、市の設置する公共下水道（松本市上高地特定環境保全公共下水道を除く。）の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等について、下水道法（昭和

33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (4) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (5) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (6) 排水設備設置義務者 法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者をいう。
- (7) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。
- (8) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (9) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (10) 使用者 下水を公共下水道に排除し、これを使用する者をいう。

## 第2章 公共下水道の構造及び維持管理の基準

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第3条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第6条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第4条 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第6条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規程で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他

の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規程で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第5条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。第8条第6号において同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規程で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第7条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道又は流域下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道  
(終末処理場の維持管理)

第8条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈でん池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速ろ過法による場合は、ろ床が詰らないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう規程で定める措置を講ずること。

### 第3章 排水設備の設置等

#### (汚水と雨水の分流)

第9条 下水は、汚水（法第2条第1号に規定する汚水をいう。以下同じ。）と雨水に分流するものとする。ただし、水道事業及び公共下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合は、この限りでない。

#### (設置義務)

第10条 排水設備設置義務者は、公共下水道の供用開始の日から6月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この期間を延長することができる。

#### (排水設備の接続方法及び内径等)

第11条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を排除させるために設ける排水設備は、公共下水道の公共ますその他の排水施設又は他の排水設備（以下この条において「公共ます等」という。）に固着させなければならない。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理者の定めるところによらなければならない。
- (3) 排水設備の排水管の内径及び勾配は、次の表に定めるところによらなければならない

ない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

排水人口（単位人）	排水管の内径（単位mm）	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

（排水設備等の計画等の確認）

第12条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとする者は、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

（排水設備等の工事の実施等）

第13条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し技能を有する者として公益財団法人長野県下水道公社の理事長が登録した者（以下「下水道排水設備工事責任技術者」という。）が専属する業者として管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。ただし、市において工事を施行するときは、この限りでない。

2 指定工事店について必要な事項は、管理者が別に定める。

（排水設備等の工事の検査）

第14条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から20日以内にその旨を管理者に届け出て、当該工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付する。

#### 第4章 公共下水道の使用

(除害施設の設置等)

第15条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) 汚<sup>よ</sup>汚消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第16条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

- (1) 前項第1号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。)からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、前項第1号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。
- (2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その

他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。

（除害施設の設置等）

第17条 法第12条の1第1項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

（1） 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

（2） 温度 45度未満

（3） アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

（4） 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

（5） 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

（6） 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

（7） ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

（水質管理責任者制度）

第18条 除害施設又は特定施設を設置した者は、管理者が定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

（除害施設の設置等の届出）

第19条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（水質の測定等）

第20条 除害施設の設置者及び管理者が定める者は、管理者の定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

2 管理者は、公共下水道を適正に維持管理するため必要な限度において、公共下水道を使用する者から事業場等の状況、除害施設、排除する下水の水質等に関し、必要な報告を徴することができる。

(排除の停止又は制限)

第21条 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(区域外汚水の放流)

第22条 管理者は、公共下水道の管理上支障がないと認めたときは、法第4条第1項の規定による事業計画の予定処理区域外の汚水を公共下水道に排除することを認めることができる。

2 前項の規定により、汚水を排除することを認められた使用者は、この条例に定める規定を適用する。

3 管理者は、梓川区域において第1項の規定により汚水の排除を認めようとするときは、流域下水道管理者と協議しなければならない。

(使用開始等の届出)

第23条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 使用者が排水設備を共有し、又は共用しようとするときは、管理人を定めるものとする。

3 使用者が変わったときは、新たに使用者となった者がその旨を管理者に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第24条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

2 使用料は、当該使用に係る1月分をその翌月に納入通知書、集金又は口座振替の方法により徴収する。ただし、汚泥消化槽投入に係る使用料は、その都度これを徴収する。

3 管理者は、松本市水道事業給水条例（昭和34年条例第46号。以下「給水条例」という。）第25条第2項の規定に基づき点検を行ったときは、前項の規定にかかわらず2月



分の使用料を一括して当該点検月の翌月又は翌々月に同項の方法により徴収することができる。

- 4 井戸水その他水道水以外の水を排除した場合においても、前項の規定によるものとする。
- 5 管理者は、使用者が使用を中止した場合等において必要があると認めるときは、使用料を随時徴収することができる。

(臨時使用料の前納)

第25条 管理者は、工事その他の理由により、公共下水道を一時使用する者（以下この条において「一時使用者」という。）から必要と認めるときは、概算による使用料を前納させることができる。

- 2 前項の概算による使用料は、一時使用者が使用を休止し、又は廃止したときにこれを精算し、過不足があるときは追徴し、又は還付する。

(使用料の算定方法)

第26条 使用料は、1月につき別表第1に定める基本料金と超過料金との合計額とする。ただし、公衆浴場に係る使用料は別表第1に定める当該基本料金に、汚泥消化槽投入に係る使用料は別表第1に定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、四賀区域における使用料は、1月につき別表第2に定める基本料金と超過料金との合計額とし、梓川区域における使用料は、1月につき別表第3に定める基本料金と超過料金との合計額とし、波田区域における使用料は、1月につき別表第4に定める基本料金と超過料金との合計額とする。

- 3 前2項の規定により算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金の算出基準)

第27条 別表第1から別表第4に定める料金（以下「料金」という。）の1月の算出基準は、次の区分により、使用者が排除した汚水量（以下「汚水排水量」という。）又は定められた額により算出する。

(1) 水道水使用の場合 給水条例第25条の規定により、点検し、計量した使用水量を汚水排水量とする。

(2) 井戸水その他の場合 その使用の実態により管理者が認定する汚水排水量とする。ただし、編入前の松本市の区域において家庭専用の場合は、定額の料金により定められた額とすることができる。

(特別な場合における料金の算出)

第28条 月の中途において、公共下水道の使用等をしたときは、使用日数が15日以内のものについては、基本料金の2分の1とする。ただし、汚水排水量が5m<sup>3</sup>を超えるものについては、1月分の料金とする。

2 給水条例第15条第1項第1号の規定に該当し、かつ、その用途が主として家事用であると管理者が認めた共同住宅等の料金は、前条第1号に規定する汚水排水量を各戸が均等に使用したものとみなし、算出した額とする。ただし、その額が、同号の規定により算出した額を超える場合は、当該同号の規定により算出した額とする。

3 波田区域について、前項の規定は、適用しない。

(資料の提出)

第29条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

2 使用者は、汚水の排出量その他使用料の算出の基礎となる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

## 第5章 雑則

(改善命令)

第30条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第31条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、管理者の定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

第32条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件の設置の目的に付随して行うものとする。

(占用)

第33条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、管理者が定めるところにより申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し

ようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 管理者は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。

3 前項の占用料の額及び徴収方法は、松本市市道等の占用料徴収に関する条例（昭和28年条例第35号。以下「占用料徴収条例」という。）を準用する。この場合においては、「市道」とあるのは、「公共下水道の敷地又は排水施設」と読み替えるものとする。

（占用期間）

第34条 占用の期間は、占用料徴収条例の規定を準用する。

（原状回復）

第35条 第33条第1項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、第33条第1項の占用の許可を受けた者に対し、前項の規定による原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（手数料）

第36条 手数料は、次の区分により、申請者から申請の際これを徴収する。

種別	手数料
排水設備等確認申請手数料	円 1件につき 1,000
指定工事店指定手数料	指定申請1件につき 10,000
排水設備台帳複写手数料	1枚につき 200

2 既に納付した手数料は還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料等の督促）

第37条 管理者は、使用料及び手数料並びに占用料（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者がいるときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 督促手数料の額及び徴収方法は、松本市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和39年条例第18号）の規定を適用する。

（使用料等の減免）

第38条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免する

ことができる。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 第6章 罰則

第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第12条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者
- (2) 第13条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (3) 排水設備等の新設等を行って第14条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第15条又は第17条の規定に違反した使用者
- (5) 第19条の規定による届出を怠った者
- (6) 第29条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第30条の規定による命令に違反した者
- (8) 第35条第2項に規定する指示に従わなかった者
- (9) 第12条第1項及び第31条の規定による申請書等、第12条第2項本文、第19条及び第23条の規定による届出書又は第29条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者又は資料の提出者

第41条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第42条 市長は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松本市下水道条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき排水設備等を設置した者に対し交付された検査済証は、この条例による改正後の松本市下水道条例(以下「新条例」という。)第14条第2項の規定に基づき交付された検査済証とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届け出た除害施設管理責任者は、新条例第18条の規定に基づき届け出た水質管理責任者とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届け出た総代人は、新条例第23条第2項の規定に基づき定めた管理人とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 平成10年4月1日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。
- 7 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松本市下水道条例の一部を改正する条例（昭和53年条例第17号。以下この項において「一部改正条例」という。）附則第2項に規定する本郷支所管内における水洗便所のみによる公共下水道使用者の使用料については、新条例第26条の規定にかかわらず、一部改正条例附則第2項、第3項及び第4項の規定は、なおその効力を有する。

（松本市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正）

- 8 松本市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例（平成元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「昭和39年条例第35号）第9条」を「平成10年条例第20号）第7条」に改める。

附 則（平成12年3月2日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月21日条例第72号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正の別表後の規定は、平成13年4月分として算出する使用料から適用し、平成13年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月16日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月15日条例第25号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第166号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、四賀村下水道条例（平成10年条例第30号。以下「四賀村条例」という。）及び梓川村公共下水道条例（平成10年条例第24号。以下「梓川村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の松本市下水道条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日前にした四賀村条例又は梓川村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、四賀村条例又は梓川村条例の例による。

附 則（平成17年12月21日条例第210号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第75号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年3月31日から施行する。

（波田町の編入に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、波田町公共下水道条例（平成6年波田町条例第1号。以下「波田町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の松本市下水道条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日前にした波田町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、波田町条例の例による。

附 則（平成22年6月24日条例第106号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第7条の規定による指定工事店は、この条例による改正後の第7条の規定による指定工事店とみなす。

附 則（平成 22 年 12 月 16 日条例第 119 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松本市水道事業給水条例及び松本市下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に計量した使用水量をもって算出する料金及び使用料から適用し、施行日前に計量した使用水量をもって算出する料金及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日条例第 20 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 15 日条例第 20 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（松本市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正）

- 2 松本市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例（平成元年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 7 条」を「第 13 条」に改める。

附 則（平成 25 年 6 月 20 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 14 日条例第 94 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松本市下水道条例及び松本市下水道条例の一部を改正する条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月 30 日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同

月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則 (平成31年3月18日条例第91号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松本市下水道条例及び松本市下水道条例の一部を改正する条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定されたものうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則 (令和3年6月25日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第26条、第27条関係)

汚水排水料金

種別		料金		超過料金	摘要
		基本料金	金額		
一般	水道水給水及び井戸水給水の場合	10 m <sup>3</sup> 以下	円 1,452	1 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 以下	井戸水給水の場合は動力揚水によるもので認定
				1 m <sup>3</sup> につき 169.4	
				31 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 以下	
				1 m <sup>3</sup> につき 198	



				51m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> につき 214.5	
				101m <sup>3</sup> 以上300m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> につき 231	
				301m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 248.6	
	井戸水給水の場合	家族等4人まで	3,146	1人につき781	家事専用で動力によらないもの
公衆浴場		1m <sup>3</sup> につき	20.9		—井戸揚水の場合 は認定

汚泥消化槽投入料金

区分	料金
汚泥	1.8m <sup>3</sup> につき 792円

別表第2（第26条、第27条関係）

汚水排水料金

種別	料金	基本料金		超過料金
		汚水排水量	金額	
一般汚水	10m <sup>3</sup> 以下		3,564円	11m <sup>3</sup> 以上1m <sup>3</sup> につき 136.4円

別表第3（第26条、第27条関係）

汚水排水料金

種別	料金	基本料金		超過料金
		汚水排水量	金額	
一般汚水	10m <sup>3</sup> 以下		1,760円	円
				11m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 以下1m <sup>3</sup> につき 220
				31m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 以下1m <sup>3</sup> につき 231
				51m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> 以下1m <sup>3</sup> につき 242

			101m <sup>3</sup> 以上300m <sup>3</sup> 以下1m <sup>3</sup> につき 253
			301m <sup>3</sup> 以上1m <sup>3</sup> につき 264
一時使用	1m <sup>3</sup> につき	264	

別表第4（第26条、第27条関係）

汚水排水料金

種別	料金		超過料金
	基本料金	金額	
一般用	10m <sup>3</sup> 以下	円 2,057	11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 以下1m <sup>3</sup> につき 178.2
			21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 以下1m <sup>3</sup> につき 184.8
			31m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> 以下1m <sup>3</sup> につき 202.4
			41m <sup>3</sup> 以上1m <sup>3</sup> につき 220
一時使用	1m <sup>3</sup> につき	220	